

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和7年3月31日（令和7年（行情）諮問第412号）

答申日：令和8年6月12日（令和8年度（行情）答申第225号）

事件名：「ガバメントソリューションサービス サービスガイド（詳細編）」  
等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月26日付けデ省第611号により内閣総理大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

本審査請求は、デジタル庁が行った行政文書の不開示決定が、憲法21条（表現の自由）および法の趣旨に照らして違法または不当であることを理由として、当該決定の取消しを求めるものである。

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。そこで本件開示決定通知書で特定された紙に印刷された形式以外の記録形式（電磁的記録を含む）が存在すればそれについても特定を求めるものである。

イ 再度文書の探索と特定を求める。

審査請求人が行った行政文書開示請求の対象は、メール、メモ、FAXなども含まれるが、原処分では、電子メールなどの公文書が一切開示されていないため。

#### (1) 法の趣旨と行政機関の説明責任

法の目的は、「行政機関が保有する情報の公開を通じて、民主主義社会における説明責任を果たし、国民の知る権利を保障すること」にある（法1条）。これは、憲法21条が保障する「言論の自由」や「知る権利」を具体化し、民主主義の根幹を支える極めて重要な原則である。

よって、行政機関が保有する文書は、例外的に非開示とする法的要件を満たす場合を除き、原則として開示されるべきである。日本弁護士連合会（以下「日弁連」）もかねてより、情報公開制度の充実と「知る権利」の最大限の尊重を求める声明を繰り返し発しており、行政の透明性確保こそが国民の信頼に繋がると指摘している。

(2) 既に公にされている情報に関する不開示の違法性

本件では、既にインターネット上で公開されている情報を含む文書についても不開示とされている。しかしながら、法では「既に公にされている情報」については不開示とする正当な理由がないと解される。

(3) 不開示決定における説明不足

不開示対象とされた文書の具体的な不開示理由が示されず、当該判断が妥当であるかを検証できないことは、法9条（非開示決定の通知義務）に違反する可能性が高い。さらに、行政手続法13条においても「理由の提示」が求められており、単に「非開示とする」との通知のみでは不十分である。行政機関は、どの部分をどのような法令要件に基づき非開示とするのか、具体的な理由を示す法的義務を負っている。

(4) 個別の問題点

ア 文書3の開示と「基本設計書」の存在

(ア) 文書3が開示された事実から、「基本設計書」という名称の文書の存在が推定されるにもかかわらず、当該「基本設計書」が開示されていない。また、「基本設計書別紙1-3」等が存在するはずだが、これも開示されていない。

(イ) さらに、「別紙4-1」自体も多くの不開示部分があり、十分に個別箇所を吟味したうえで不開示決定を行ったとはいえない。

イ GSS（ガバメントソリューションサービス） G-NETに関する情報の不開示

GSS G-NETの存在は既に明らかとなっているにもかかわらず、「接続フロー説明図」においてその部分が不開示となっている。これは公知の情報について非開示とするものであり、法の趣旨に反する。

ウ GSS G-NETサービス利用ガイドの不開示

「GSS-GNETサービス利用ガイド」が作成されている事実が認められているにもかかわらず、請求者に対しては開示されていない。不開示とする合理的理由が示されておらず、違法または不当で

ある。

#### エ 文書1の不開示

公務員が利用するチャットツールとして「特定アプリケーションA」が用いられていることは公知の事実であり、インターネット等でも広く情報が入手可能であるにもかかわらず、不開示とされている。これも法の趣旨に違反し、違法または不当である。

#### (5) 言論の自由の観点からの重大性

憲法21条は「言論の自由」を保障しており、その核心には「国民が政府の活動を監視し、意見を形成する権利」も含まれると解されている。公共の利益に関わる情報を不当に非開示とすることは、国民の知る権利を侵害し、民主主義社会の基盤を損なう重大な問題である。

#### (6) 結論

以上の理由から、本件における不開示決定は、法および憲法が保障する言論の自由の趣旨に明らかに反するものである。よって、本審査請求により当該処分を取消しを求めるとともに、速やかに不開示とされた行政文書のうち公にされるべき情報を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、一部不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から一部不開示とした処分を取り消し、最大限開示することを求める審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分について

行政文書開示等決定通知書に記載された開示決定した行政文書の名称及び不開示とした部分とその理由は次のとおり。

##### (1) 開示決定した行政文書の名称

別紙2のとおり。

##### (2) 不開示とした部分とその理由

###### ア 具体的な製品の価格を類推できる情報（文書3の22枚目）

公にすることにより、当該製品を提供する法人の正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当。

###### イ GSSで扱う製品名、GSSで使用している固有名詞、技術的なセキュリティ対策など

（上記ア以外の全ての不開示部分）

具体的に記載されているこれらの情報を公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、GSSへの移行及び運用の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号及び6号に該当。

### 3 本件審査請求の理由について

上記第2の2のとおり。

### 4 原処分の妥当性について

#### (1) 原処分を行った経緯について

本件開示請求は、本件請求文書に係る行政文書に対するものであったところ、当該行政文書の探索を行い、令和6年12月26日付けで、原処分を行ったものである。

#### (2) 原処分の内容について

審査請求人の審査請求の理由に対する諮問庁の意見は、以下のとおりである。

##### (ア) 他にも文書が存在するものと思われる。

審査請求人は、行政文書開示等決定通知書で特定された紙に印刷された形式以外の記録形式（電磁的記録を含む）の文書が存在すれば、それについても特定を求める旨主張するが、本件開示請求に対し、法11条の規定を適用して、開示決定等の特例延長を行い、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分として、上記2(1)に掲げる文書を開示した上で、残りの部分については、令和7年11月7日までに開示決定等を行うこととしている。

##### (イ) 履歴情報の特定を求める（原文ママ）

審査請求人は、補正命令書（令和7年2月28日付デ省第148号）による回答において、開示請求の対象にはメール、メモ、FAXなどが含まれるが、原処分では、電子メールなどの公文書が一切開示されていないため再度文書の探索と特定を求める旨主張するが、上記(ア)の記載のとおり、対応している。

#### ア 既に公にされている情報に関する不開示の違法性

審査請求人は、既にインターネット上で公開されている情報を含む文書についても不開示とされている旨主張するが、当該文書が何を指しているのか不明である。

#### イ 不開示決定における説明不足

審査請求人は、不開示対象とされた文書の具体的な不開示理由が示されていない旨主張するが、原処分のうち一部不開示とした行政文書について、文書3の特定の1頁分のみについて、法5条2号イに該当するとし、それ以外については全て法5条4号及び6号に該当する旨を行政文書開示等決定通知書に記載していることから、必要な説明は行われている。

#### ウ 個別の問題点

##### (ア) 文書3の開示と「基本設計書」の存在

本件開示請求に対し開示した文書3については、デジタル庁発足

前の組織である内閣官房情報通信（IT）総合戦略室が同室のLANを外部委託により整備した際、成果物として納品されたものであり、基本設計書の一部をなすものである。

審査請求人は、今回開示された文書3以外で、基本設計書や基本設計書別紙1－3等の存在が推定されるにも関わらず開示されていない旨主張するが、審査請求人が示したこれらの行政文書は、メールボックスの保存容量が分かる資料ではないことから、本件対象文書から除外したものである。

また、文書3について、不開示部分が多くあり、十分に個別箇所を吟味した上で不開示決定を行ったとはいえない旨主張するが、当該行政文書の開示・不開示の適否について十分な精査を行った結果、具体的な製品の価格を類推できる情報については、法5条2号イに該当するとし、それ以外の情報については、全て法5条4号及び6号に該当するとして不開示としたものである。

(イ) GSS G-NETに関する情報の不開示

審査請求人は、GSS G-NETの存在は既に明らかとなっているにもかかわらず、「接続フロー説明図」においてその部分が不開示となっている旨主張するが、当該図がどの文書に含まれるか不明である。

(ウ) GSS G-NETサービス利用ガイドの不開示

審査請求人は、GSS G-NETサービス利用ガイドの名称を挙げ、不開示になっており、不開示とする合理的理由が示されていない旨主張するが、当該行政文書は、メールボックスの保存容量が分かる資料ではないことから、本件対象文書から除外したものである。

(エ) 文書1の不開示

本件開示請求に対し開示した「ガバメントソリューションサービス サービスガイド（詳細編）」については、各府省庁が、今後、ガバメントソリューションサービス（GSS）へ円滑に移行検討及び実施できるよう、デジタル庁が提供するGSSの各種サービスについて、サービスガイドとして、各府省庁に対して提示するものである。

審査請求人は、公務員が利用するチャットツールとして「特定アプリケーションA」が用いられていることは公知の事実であるため、不開示としたことについて、違法又は不当である旨主張する。

しかし、公務員が利用するチャットツールとして「特定アプリケーションA」が用いられていることが公知の事実であるかは明らかではない。

加えて、G S Sで扱う製品名が公となることで、国のシステムへの不法な侵入及び破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、G S Sへの移行及び運用の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号及び6号に該当するとして不開示としたものである。

(オ) 言論の自由の観点からの重大性及び法の趣旨と行政機関の説明責任

審査請求人は、公共の利益に関わる情報を不当に不開示にすることは、憲法21条で保障される言論の自由に基づく「国民の知る権利」を侵害し、民主主義社会の基盤を損なう重大な問題である旨及び法の目的を引用し、行政文書について例外的に不開示とする法的要件を満たす場合を除き、原則開示すべき旨、主張するが、法の規定に基づき開示決定を行っており、審査請求人の主張はあたらない。

## 5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、諮問庁としては原処分を維持することが妥当であると考えます。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月18日 審議
- ④ 令和8年4月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分（いわゆる先行決定）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしている（なお、上記第3の2及び4において「法5条4号及び6号」とあるのは、上記第3の2及び4のその余の部分の内容に照らして、「法5条4号及び6号柱書き」の明白な誤記と認める。）。

法11条の規定が適用されている場合、文書の特定に関する不服申立ての利益は、原則として、後行開示文書について最終決定が行われた後に、当該決定やそれに対する審査請求の状況に応じて発生し得るものと解される。この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、後行開示文書についての決定は、処分庁が、令和7年11月6日付けで省

第732号（以下「後行決定」という。）により行ったが、後行決定に対する審査請求は行われなかったとのことであるから、原処分に対し文書の特定を争う不服申立ての部分について不服申立ての利益があるものと認め、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、当初、「日本の中央官庁職員に貸与されているEメールアカウントについて、メールボックスの保存容量が分かる一切の資料。具体的には、デジタル庁やその他中央官庁の職員に貸与されているメールアドレス1件につき付与されているメールボックスの受信容量が分かる資料。メールシステムの要件定義書など。」などとされていたが、デジタル庁では中央官庁全体にわたる文書を保有していないことが明らかであったため、開示請求者（審査請求人）との電話でのやり取りにおいて、「日本の中央官庁職員」を「デジタル庁が推進するガバメントソリューションサービス（GSS）へ移行した府省の職員」に補正することで了解を得た。

イ 以上を踏まえ、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定した。

ウ 本件対象文書を特定し、開示した上で、法11条の規定に基づき特例の手続を行い、他に本件請求文書に該当するものとして、上記第3の4(2)アの「残りの部分」について、後行決定を行った。

エ 文書3については、基本設計書本体と基本設計書に関連する別紙は、文書管理上、それぞれ別個の行政文書として保存しており、基本設計書4-1を除き、いずれもGSS移行済み省庁のメールボックスの容量が分かる文書に該当しないものであったため、本件対象文書に該当するものとしていない。

オ なお、審査請求人の主張する「接続フロー説明図」については、これが何を意味するのかが全く不明であり、そのような名称の図及び文書は存在しない。

カ 本件開示請求及び本件審査請求を受けて、念のため、処分庁において執務室内の書庫及びネットワーク上の共有フォルダ等の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

## (2) 検討

ア これを検討するに、諮問書に添付された開示請求書、「行政文書開示請求書の補正内容の確認について」と題する書面及び原処分に係る

開示等決定通知書によれば、本件開示請求の内容は、審査請求人（開示請求者）との電話のやり取りにより補正され、処分庁は、補正後の開示請求文言を踏まえ、法11条に規定する「相当の部分」として、本件対象文書を特定したものと認められる。また、当審査会において、諮問庁から提示のあった、後行決定に係る開示等決定通知書を確認したところ、法11条に規定する「残りの部分」として、「月次報告書2024年10月度」が特定され、その一部が開示されたものと認められる。以上を踏まえると、後行決定で特定された文書を除き、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)アないしエ及び上記第3の4(2)ウ(ア)ないし(ウ)の諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ また、上記(1)オの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

ウ したがって、デジタル庁において、後行決定で特定された文書を除き、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2(2)のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

#### (1) 文書3の22枚目の不開示部分(上記第3の2(2)ア)について

ア 標記不開示部分には、特定法人Aの特定製品を一定回数動作させた場合の毎月の具体的な想定価格等に関する情報が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 当該不開示部分には、一般に公にされていない特定アプリケーションB(特定法人Aの製品)の1時間に1回動作した場合の毎月の想定価格など、具体的な製品の価格や単価を類推できる情報が記載されている。当該不開示部分を公にすると、特定法人A及びGSSの構築・導入等において、設計書を作成した特定法人B(以下、併せて「特定法人」という。)と競合する他社等が、当該不開示部分の情報を分析し、具体的な製品の割引率や提供価格が明らかになるおそれがある。

(イ) これらの割引率や提供価格は、特定法人が過去の実績やコストをかけて蓄積したノウハウ、営業戦略などに基づいて設定したものであり、営業活動上の戦略の一端として、公にしていないものである

とともに、G S Sの構築・導入等における価格の前提ともなっており、例えば、類似の一般競争入札において特定法人Bと競合する他社がこれらの情報を用いることにより、特定法人Bのノウハウ等を踏まえた上で公募手続への応募を容易にすることが可能となり、特定法人Bは公平でない競争を強いられることが想定される。

また、特定法人Aにおける特定アプリケーションBと競合するサービスを提供する法人がこれらの情報を用いることにより、特定法人Aのノウハウ等を踏まえた上で自社のサービス価格を設定することが可能となり、特定法人Aにおいて、競合するサービスの営業活動を行う際に、価格面で競合するサービスと公平でない競争を強いられることになるなどの影響が想定される。

(ウ) 以上のことから、具体的な製品の割引率や提供価格が類推可能な情報が明らかになると、競合する他社等との競争に影響が及び、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定法人と競合する他社等がこれを分析し、特定法人が過去の実績やコストをかけて蓄積したノウハウ、営業戦略などに基づいて設定した製品の割引率や提供価格が明らかとなり、競合する他社等との競争に影響を及ぼすこととなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 上記(1)以外の全ての不開示部分(上記第3の2(2)イ)について

ア 標記不開示部分には、①G S Sのセキュリティ機能や情報システム脅威への対策、②G S Sで使用しているアプリケーション及びサービスに係る固有名詞、並びに③特定アプリケーションC、特定アプリケーションA等、G S Sで取り扱われている製品の名称などに関する情報が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 当該不開示部分には、G S Sのセキュリティ機能や情報システム脅威への対策等が記載されており、これを公にすると、システムへの不法な侵入や破壊を意図する者が知り得た場合、G S Sへの不正な侵入及び破壊の方法並びにそれを具体化する手掛かりとなり、G S Sへの不正な侵入及び破壊といった犯罪を助長するおそれ及び国

の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 具体的なG S Sへの不正な侵入及び破壊の方法並びにそれを具体化する手掛かりの例として、G S Sで利用するアプリケーションやサービスの固有名詞を利用することで、「G S S関係者」を装い、なりすましたメールや電話により、G S Sの利用者のパソコンにコンピュータウイルスを感染させる、ID・パスワードを搾取する、不正なサイトへ誘導し非公開情報を収集するなどが想定される。

また、G S Sで扱う製品名については、例えば、特定アプリケーションCに係るゼロディ攻撃（発見された脆弱性を解消するための対策が提供される前に行われるサイバー攻撃）を含めたシステムの脆弱性を利用したG S Sに対する攻撃による犯罪を助長するおそれがあるほか、アプリケーションやサービスの固有名詞の場合と同様に、不審なメールや電話により、コンピュータウイルスへの感染や不正なサイトへの誘導による非公開情報の収集などが想定される。

なお、公務員が利用するチャットツールが特定アプリケーションAであることは、公表していない。

(ウ) これらの不正な方法により収集された情報は、その内容や特性に応じて不正な侵入及び破壊の方法を意図する上で悪用されるおそれがある。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、G S Sのセキュリティ機能や情報システム脅威への対策を分析され、G S Sへの不正な侵入及び破壊の方法並びにそれを具体化する手掛かりとなり、これが悪用されるおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、G S Sの適正な運用が損なわれることとなり、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、原処分には理由提示の不備がある旨主張していると解されるが、原処分に係る開示等決定通知書には、審査請求人において、不開示とした理由を了知し得る程度には理由が示されていると認められ、原処分の理由提示に不備があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、デジタル庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

デジタル庁が推進するガバメントソリューションサービス（GSS）へ移行した府省の職員に貸与されているEメールアカウントについて、メールボックスの保存容量が分かる一切の資料。具体的には、デジタル庁やその他GSSへ移行した府省の職員に貸与されているメールアカウント1件につき付与されているメールボックスの受信容量が分かる資料。メールシステムの要件定義書など。

### 2 本件対象文書

文書1 ガバメントソリューションサービス サービスガイド（詳細編）

文書2 府省間ネットワーク及びIT室LANの導入調達仕様書別添1 サービス要件定義書

文書3 基本設計書別紙4-1